

令和5年由仁町議会第2回定例会 第1号

令和5年6月20日（火）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、例月出納検査報告
 - 3、令和4年度由仁町一般会計繰越明許費繰越計算書報告
 - 4、令和4年度由仁町水道事業会計債権放棄報告
- 4 行政報告
- 5 令和5年度町政執行方針
- 6 令和5年度教育行政執行方針
- 7 一般質問
- 8 議案第 1号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第 2号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第 3号 由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第 4号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第 5号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第 6号 由仁町米穀乾燥調製貯蔵施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第 7号 令和5年度由仁町一般会計補正予算について
- 15 議案第 8号 令和5年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 16 議案第 9号 令和5年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 17 議案第10号 令和5年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について
- 18 議案第11号 令和5年度由仁町水道事業会計補正予算について
- 19 議案第12号 令和5年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について
- 20 議案第13号 令和5年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 21 議案第14号 農業委員会委員の任命について
- 22 議案第15号 農業委員会委員の任命について
- 23 議案第16号 農業委員会委員の任命について
- 24 議案第17号 農業委員会委員の任命について
- 25 議案第18号 農業委員会委員の任命について
- 26 議案第19号 農業委員会委員の任命について

- 27 議案第20号 農業委員会委員の任命について
28 議案第21号 農業委員会委員の任命について
29 議案第22号 農業委員会委員の任命について
30 議案第23号 農業委員会委員の任命について
31 議案第24号 農業委員会委員の任命について
32 議案第25号 農業委員会委員の任命について
33 議案第26号 農業委員会委員の任命について
34 議案第27号 農業委員会委員の任命について
35 議案第28号 農業委員会委員の任命について
36 会議案第1号 閉会中の所管事務調査について
37 会議案第2号 議員派遣について
38 意見書案 農畜産物の安全性並びに生産継続のための防疫の徹底に関する意見
第1号 書について
39 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員（9名）

議長	9番	後藤篤人君	副議長	8番	早坂寿博君
	1番	浮田孝雄君		2番	加藤重夫君
	3番	東貴之君		4番	大島敏弘君
	5番	野市裕司君		6番	佐藤英司君
	7番	中村隆浩君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	石	井	洋	君
代	表	監	吉	田	弘	幸
總	務	課	河	合	高	弘
地	域	活	青	山	裕	志
住	民	課	中	道	康	彦
産	業	振	関	澤	和	之
保	健	福	野	島		健
建	設	水	岩	花		司
会	計	管	山	影	寿	幸
町	立	診	桐	越	佳	世
教	育	課	大	塚	郁	代
農	業	委	青	木	祐	次
員	会	事				君
務	務	局				君
長						君

○出席事務局職員

局		長	泉	陵	平	君
主		査	濱	道	義	繼
主		事	清	水	香	葉
					子	君

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（後藤篤人君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、令和5年由仁町議会第2回定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（後藤篤人君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤篤人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番 大島君、5番 野市君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（後藤篤人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告願います。

加藤君

○2番（加藤重夫君） 今定例会の会期について、委員会の審議結果を報告します。

本委員会につきましては、三役会議の協議を踏まえ、6月16日に開催し、議会運営等について協議を行ったところであります。

それでは、今定例会の付議事件等ではありますが、報告事項として諸般の報告及び行政報告、町長、教育長から行政執行方針、町長提出案件として条例の一部改正案6件、令和5年度各会計補正予算案7件、人事案15件の計28件であります。議会提出案件として、会議案2件、意見書案1件、議会運営委員会の閉会中の審査の申出1件の計4件であります。

続いて、議事運営の取扱いにつきましては、議案第14号から議案第28号は一括上程とし、その他の議案については単独上程といたします。また、令和5年度一般会計補正予算案については予算審査特別委員会を設置の上、同委員会へ付託し、休会中の審査とする。一般質問については、20日に行うこととする。

本会議及び議事の日程は、1日目、20日は日程第1から日程第14まで、2日目、23日は予算審査特別委員会報告並びに残りの日程とし、付議事件全般について審議した結果、今定例会の会期については6月20日から6月23日までの4日間とすることで意見の一致を見たところでございます。

以上で議会運営委員会の報告といたします。

○議長（後藤篤人君） 委員長に対し質疑はありますか。

浮田君

○1番(浮田孝雄君) 16日に開かれた諮問会議、議会運営委員会、これの会議案、今朗読されて、議運の委員に確認したところ、これの訂正はないと。

それで、お尋ねしたい。会期の決定について、3項目、その予算審査特別委員会、1日間と。この中に括弧して21日、22日は予備日ですと。括弧をつけてただし書きがあります。予算審査特別委員会というのは、これはいつやるのですか。

○議長(後藤篤人君) 暫時休憩します。

休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時37分

○議長(後藤篤人君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

加藤君

○2番(加藤重夫君) ただいまの質問ですけれども、予算審査特別委員会は21日に行い、22日は予備日としているところでございます。休会中は、21日の予算審査特別委員会を予定しております。

以上です。

○議長(後藤篤人君) 浮田君

○1番(浮田孝雄君) これは、委員長、訂正なの。議案としてもう提出されているのだよ、これ。それをこの場で修正するの。どういうことなの、これ。

○議長(後藤篤人君) 加藤君

○2番(加藤重夫君) 修正ではなく、議会運営委員会で決定した事項であります。

○議長(後藤篤人君) 浮田君

○1番(浮田孝雄君) 議運で決定したのは言葉上でしょう。言葉上で21日に予算委員会をしましよと。それをこの文書に書いたときには、それとは全然反する21日と22日は予備日ですと。こんなばかな話どこにあるのですかと聞いているの。これは、再提出しない限りは、これは前に進みません。

○議長(後藤篤人君) 暫時休憩します。

休憩 午前 9時39分

再開 午前 9時41分

○議長(後藤篤人君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

加藤君

○2番(加藤重夫君) 6月15日に開催いたしました議会運営委員会で決定した事項でありますので、修正することはないかなと思っております。

○議長(後藤篤人君) 浮田君、4回目なのですけれども。

○1番(浮田孝雄君) 何でもいい。ちゃんときちっとした説明できるまで質問しなければ、どうにもならないでしょう。これは議会でしょう。

○議長(後藤篤人君) いやいや、それでも議会の運営の……

○1番(浮田孝雄君) 3回質問して、3回とも同じ答えを出して、それでいいのですか。

○議長(後藤篤人君) いいです。

○1番(浮田孝雄君) それでいいの。

○議長(後藤篤人君) はい。そして、もしあれであれば……ちょっと待ってくださいね。暫時休憩します。

休憩 午前 9時42分

再開 午前 9時43分

○議長(後藤篤人君) それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月23日までの4日間とすることに決定いたしました。

浮田君、どうされるのですか。お帰りになるの。

○1番(浮田孝雄君) 帰りますよ。付き合い切れない。

(1番 浮田孝雄君 退室)

◎日程第3 諸般の報告

○議長(後藤篤人君) 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和4年度5月分及び令和5

年度5月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、3の令和4年度由仁町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告をいたします。町長から令和4年度由仁町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、4の令和4年度由仁町水道事業会計債権放棄報告をいたします。町長から令和4年度由仁町水道事業会計債権放棄報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（後藤篤人君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告があります。

町長

○町長（松村 諭君） 令和5年第1回定例会以降の行政事務についてご報告をいたします。

第1点目は、デマンドバスの運行状況についてであります。昨年10月から実証運行を実施しておりますデマンドバス、由仁北広島線は3月末までの実績で利用者数が延べ552人、実人数で68人、1日平均の利用者は約6人となったところであります。この間、利用者アンケートや石狩学区へ通う予定の新1年生に意向調査を行うなど調査・検証を行い、本年4月から新たに三川駅前を運行ルートに加え、実証運行を開始したところであります。今年度5月末現在での利用者数は延べ421人、実人数で42人となっております。1日平均の利用者数は11人と昨年度末の実績から倍増となっており、予約がなく1便も運行を行わなかった日はありません。これまでの取組では、利用者に対しラインアプリでの予約や運行情報の提供、車内モニターによる情報周知などの利便性の向上を図っており、今年度については9月末に迫った夕鉄バスの路線廃止を見据え、夕鉄バス利用客の実態調査を行うなど、10月からの新たな運行形態を検討し、町民の足を確保すべく、引き続き検討・検証を行ってまいります。

第2点目は、子ども発達支援センターの開設についてであります。各自治体では、発達に課題のある児童の健やかな育ちを支援するため、単独で発達センター等を設置してきたところでありますが、当町におきましては単独設置が困難であったことから栗山町に運営費の一部を負担し、発達に関する相談や支援を進めてきたところであります。令和3年4月、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所のこどもねっとゆにの開所によりまして町内にも療育訓練の環境が整ったことから、センターの単独設置について協議を進め、本年4月1日、健康元気づくり館に子ども発達支援センターを開設したところであります。センターの運営につきましては、専門資格と実務経験を有する職員が必要であることから、こどもねっとゆにの運営主体で札幌市、江別市を中心に児童に関する事業所を複数展開しております株式会社キッズランドに業務を委託して実施するものであります。これにより

まして、同社が有する経験豊富な専門職員により相談から訓練まで、町内において一体的にきめ細かい支援ができる体制を整備したところでもあります。開設以降、電話や対面による相談を実施したほか、乳幼児健診時における発達相談、にじいろこども園への巡回相談を実施し、発達に応じた支援や助言を進めているところでもあります。今後は、発達に心配があるお子さんとご家族が身近な地域で安心して適切な支援を受けられるよう、相談体制や機材等の充実を図りながら、子供たちが健やかに成長することができるよう、こどもねっとゆにと協力体制を構築し、内容の充実に努めてまいります。

第3点目は、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてであります。新型コロナウイルス感染症は、先月8日から季節性インフルエンザ等と同様の5類感染症に位置づけられましたが、ワクチン接種につきましては今年度も無料接種を継続することが決定され、65歳以上の方などは年2回の接種を行うほか、それ以外の方も年1回の接種を行う方針となっております。先月8日から全国的に開始されました令和5年春開始接種は、オミクロン株対応ワクチンを追加接種するもので、65歳以上の方と5歳から64歳までの基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方を対象に接種を進めているところでもあります。当町におきましては、町内医療機関における個別接種を先月9日から開始しており、集団接種につきましては65歳以上の方を対象に接種日時と会場を指定して接種券を郵送し、今月7日から町内3か所の接種会場において実施し、15日に完了したところでもあります。また、5歳から64歳までの基礎疾患を有する方などは、市町村において対象者の選定に必要な病歴等の個人情報入手できる仕組みになっていないことから、接種を希望する方には個別接種に申込みをいただき、接種日時を指定し、接種券を郵送しているところでもあります。さらに、5歳から11歳までの小児に対する3回目の接種につきましても3月8日からオミクロン株対応2価ワクチンを接種することになりましたので、現在流行しているオミクロン株に対して感染しにくくなる効果が期待されているところでもあります。

次に、これまでのワクチンの接種状況であります。先月8日から始まりましたオミクロン株対応ワクチンの追加接種につきましては1,261人、1月1日現在の総人口に対する割合は26.4%であります。そのうち65歳以上が1,205人で59.2%の方が接種を終えたところでもあります。9月からは、5歳以上の全ての方を対象にした令和5年秋開始接種が始まりますが、使用するワクチンは国において検討中でありますので、その方針が示され次第、接種を希望する皆さんが確実に接種することができるよう、しっかりと準備を行い、適切に対応してまいります。

第4点目は、森林整備に関する協定の締結についてであります。去る5月30日にJFEエンジニアリング株式会社と森林整備に関する協定を締結いたしました。JFEエンジニアリング株式会社は、エネルギー・環境分野や社会インフラ整備など人々の生活と産業を支える事業を展開している企業で、2002年に旧NKK、日本鋼管であります。旧日本鋼管と旧川崎製鉄が経営統合し、以来、鉄を中心とした素材の可能性を社会に幅広く生かすべく事業を展開しているJFEホールディングス株式会社の100%子会社であります。なお、JFEとはJAPANのJ、鉄の元素記号FeのF、エンジニアリングのEを

組み合わせたもので、日本を代表する未来志向型の企業グループ、Japan Future Enterpriseであることも表しているところであります。この協定に当たりましては、北海道が社会貢献活動として森林整備に取り組む企業と森林所有者との橋渡しを行うほっかいどう企業の森林づくり事業を活用し、実現したものであります。協定内容につきましては、対象とする森林面積は伏見地区の約7ヘクタールで、協定期間は令和10年度末までの6年ではありますが、双方の合意があれば期間を延長することができるようになっております。取り組み内容につきましては、JFEエンジニアリング株式会社による樹木の伐採や苗木の植栽といった森林整備の実施、林業体験や環境教育活動といった森林を利活用した取組などが検討されております。町といたしましては、3月にゼロカーボンシティ宣言を行い、脱炭素に向けた第一歩を踏み出したところであり、森づくりは脱炭素化、経済活性化、持続可能な地域づくりの実現に向けて重要な役割を果たすものとして期待されていることから、本協定による森づくりの取組が実を結び、後世に引き継がれるよう、しっかりと連携してまいります。さらには、本協定を契機として、行政のみならず、町内の企業・団体や町民、子供たちなどとの裾野の広い協働活動の展開を期待するところであります。

5点目は、主な工事の進捗状況についてであります。初めに、建築事業の由仁町公営住宅中央団地駐車場等外構工事は5月17日に着工し、現在駐車場の路盤工事の作業中で進捗率は40%であり、本年8月15日に完成の予定となっております。由仁町公営住宅北栄団地4号棟建て替え工事は5月26日に着工し、現在基礎工事の作業中で進捗率は5%であり、本年10月20日に完成の予定となっております。次に、土木事業の三川本通り線道路改築工事は5月25日に着工し、現在は工事の準備中で本年10月10日に完成の予定となっております。

行政報告は以上5点でございます。

○議長（後藤篤人君） 教育長から教育行政報告があります。

教育長

○教育長（石井 洋君） 令和5年第1回定例会以降の教育行政諸般について2点ご報告いたします。

第1点目は、町内小中学校の状況についてであります。初めに、本年5月1日現在の小中学校の学級数及び児童生徒数についてであります。由仁小学校は特別支援学級5学級を含めて12学級189名、由仁中学校は特別支援学級2学級を含めて5学級86名となっております。小中学校全体では17学級275名となり、昨年度と比較しますと児童生徒数は6名の減、学級数は特別支援学級の減により3学級減となっております。

次に、小中学校の教職員数であります。校長、教頭は4名、教諭29名、養護教諭2名、栄養教諭1名、事務職員2名のほか、中学校美術科における南幌中学校との兼務教諭1名の計39名で、特別支援学級の減により昨年度から3名少ない教職員配置となっております。このほか道から支援を受けている非常勤のスクールカウンセラーが1名、スクールサポートスタッフ1名、学習指導員1名、町単費でALTが2名、事務補2名、特別支

援教育支援員5名、公務補3名の計15名の職員がそれぞれ勤務しております。

第2点目は、教育関係行事についてであります。初めに、学校教育についてであります。新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類移行前であった3月の卒業式、4月の入学式は出席者の限定や時間の短縮により挙行いたしました。6月上旬に実施した中学校の体育大会、小学校の運動会は4年ぶりに保護者等の制限をすることなく行ったところです。両校とも多くの保護者が子供たちを応援しておりました。なお、由仁中学校の修学旅行についても4年ぶりに東北方面に向かい、5月9日から2泊3日の日程で実施いたしました。北海道では触れることのできない東北の歴史や東日本大震災の爪痕について学習を深めることができました。また、由仁小学校の修学旅行は例年どおり小樽方面などに明日から1泊2日の予定で出発いたします。

次に、社会教育関係行事では、高齢者大学ユニカレッジについて、今年度から名称をアカデミア・ユニと改め、入学式、開校式を40名の入学者で6月15日に行ったところです。また、7月16日に全町自治区対抗ソフトボール大会を予定し、現在開催に向けて準備を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（後藤篤人君） 以上で日程第4、行政報告を終わります。

◎日程第5 令和5年度町政執行方針

○議長（後藤篤人君） 日程第5、令和5年度町政執行方針を上程いたします。

町長から町政執行方針を行っていただきます。

町長

○町長（松村 諭君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時40分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第6 令和5年度教育行政執行方針

○議長（後藤篤人君） 日程第6、令和5年度教育行政執行方針を上程いたします。

教育長から教育行政執行方針を行っていただきます。

教育長

○教育長（石井 洋君）

「記載省略」

◎日程第7 一般質問

○議長（後藤篤人君） 続きまして、日程第7、一般質問を行います。

一般質問においては、1名の議員から通告されております。

順次発言を許します。

質問者、加藤君の発言を許します。

加藤君

○2番（加藤重夫君） 夜間の防災訓練と避難について町長にお伺いします。

最近、全国各地で地震や台風、豪雨などによる多くの災害が発生しています。平成23年3月の東日本大震災や平成28年4月の熊本地震、記憶に新しい平成30年9月の北海道胆振東部地震など大規模な自然災害が発生し、各地に大きな被害をもたらしています。今年、関東大震災から100年となる節目の年となり、災害への備えを改めて認識する契機であると考えているところであります。

由仁町においては、平成24年から地震や水害を想定した防災訓練を実施しておりますが、北海道胆振東部地震においては午前3時過ぎに発生しており、災害はいつやってくるか分かりません。私は、夜間の災害発生時に十分な対策を講じる必要があると考えており、次の2点について町長の考えをお伺いします。

1、夜間の災害発生を想定した訓練について。

2、夜間に支援が必要な人たちの避難についての2点をお伺いしたいと思います。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 加藤議員の夜間の防災訓練と避難についてのご質問にお答えをいたします。

まさに天災は忘れた頃にやってくると言われますが、去る6月12日、由仁消防団春季連合演習後の18時55分に発生し、由仁町で震度3を観測した地震もまさに突然の出来事であり、平成30年9月6日午前3時8分に発生した北海道胆振東部地震の記憶が思い起こされたところであります。

この3年間、新型コロナウイルス感染症の蔓延により防災訓練の中止を余儀なくされておりましたが、災害対策本部となる役場庁舎を含め、げんき館など避難所となる施設の非常用発電機につきましても非常時に備えた試験運転を常に実施してきたところであります。また、災害時における職員の参集や災害対策本部の設置、避難所の開設などは発生の有無にかかわらず、関係機関との連携を含め、迅速に対応できる体制を整えているところであります。

ります。

北海道胆振東部地震におきましては、未明に発生した災害にもかかわらず、地震発生後30分後以内には職員が到着し、被害状況確認のため町内巡回開始や避難所開設に取り組んだところであります。また、関係機関等との連絡、情報共有につきましては、地震発生21分後の陸上自衛隊第72戦車連隊を皮切りに、栗山警察署、空知総合振興局からも被害状況などの把握に関する照会を受け、発生から約2時間後の午前5時には陸上自衛隊第72戦車連隊の隊員、札幌開発建設部岩見沢道路事務所の職員2名、栗山警察署からも職員が来庁し、由仁町災害対策本部会議に参画をし、対応について協議したところであります。

議員ご質問の夜間訓練につきましては、必要性を感じているところでありますが、昼夜を問わず、最優先とするものは町民の生命の安全と被害の拡大防止であることから、速やかに職員を招集し、災害対策本部の設置と避難所開設に向けた訓練が重要であると考えております。このことから、平成25年にはあらかじめ日時を指定せず、職員に非常参集命令を伝達し、災害発生後どのくらいの時間で登庁できるかなどを把握するために非常参集訓練も実施したところであります。今年、この訓練から10年が経過し、新採用職員も増えておりますので、職員の防災意識を高め、どのような時間帯においても迅速な被害状況の確認や避難所の開設ができるよう、町民の皆さんの生命と安全を確保するために中心となる災害対策本部設置訓練を実施したいと考えているところであります。

続いて、2点目の夜間に支援が必要な人たちの避難についてのご質問にお答えをいたします。災害の発生を予測することはできませんが、昼夜を問わず、支援が必要な人たちへの避難につきましては、職員が、あるいは地域担当職員が確実に誘導することが、これは理想であります。対応するまでの時間あるいは移動までの距離などを考えますと極めて難しいものがあります。したがって、避難につきましては自助、共助を基本とし、地区民生委員や隣近所の方などと共に助け合いながら避難していただくことをお願いするとともに、地域支え合い活動の推進に関する条例に基づく協定を締結している自治区におきましては、災害発生時の安否確認や避難時の支援についても拡大して対応していただきたいと考えております。

大雨の災害時におきましては、気象庁の発表による警報や札幌管区気象台や札幌開発建設部、江別河川事務所とのホットラインを活用した情報にも努め、警報が発表される前に避難所を開設することが可能であることから、昼間の避難開始を想定しているところであります。夜間に災害が発生した場合につきましては、道路の陥没等による2次災害の危険性があることから、速やかに被害状況や安全性を確認し、避難所の開設状況などの情報を防災無線等を通じて正確に町民の皆さんに発信するよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（後藤篤人君） 加藤君

○2番（加藤重夫君） 政府の中央防災会議では、千島海溝で巨大地震に備えた人命救助、支援物資の搬送計画等を決めておりますけれども、自力脱出が困難な人の割合が7割だと

される新聞報道がありました。町長、今答弁ありましたように自助、共助が重要だと私も考えているところであります。

防災専門家は、夜間防災訓練は必要だと話しております。夜間防災訓練は、全国で実施されておりますけれども、1年前のデータになるのですけれども、1年前の4月現在で全国の主要自治体の約3割が行っているそうです。夜間防災を行っていない自治体の9割近くが必要性を認めております。有識者は、早急に対応するように求めているところであります。また、国の防災基本計画で夜間を含めた様々な条件の下、訓練するように定めているところであります。

地域防災に詳しい大学の教授なんかによりますと、災害のほとんどは突発的に起きている。日頃の練習でできないことは、本番でもできないと肝に銘じておく必要があると指摘されております。さらに、国は個別避難計画づくりを進めておりますけれども、3年前のデータなので、今は少しは増えているかと思えますけれども、個別計画を作成している市町村は3年前のデータでは9.7%と10%もまだ満たないような状態であります。シニア世代の防災は、自主性とサポート、両輪で進めることが大事だと防災支援協会の方のお話ですけれども、由仁町民に対して防災に対する意識啓発が効果的に行われているのかどうか、お伺いして私の質問を終わりたいと思います。答弁のほどよろしく申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 加藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まさに議員ご指摘のとおり、この防災対応、防災対策につきましては、これでいい、ここまでで十分だという、いわゆる上限はないわけでありまして。これは、町民の皆さんの命を守るために必要なことであるから、ですから上限はないと私は考えているところであります。したがって、実際には訓練を実施しなければなりません、これはまずできることから取り組んでいかないと駄目だと思っております。

そこで、ご質問の意識啓発についてでございますが、常日頃から意識づけを図るべきものであると考えております。令和3年の2月には、由仁町防災ハザードマップを更新しまして全戸に配布したところではあります、災害発生時には、まずは自分の身を自分で守ることが重要であります。災害が発生したときのために、まずは自分で行える備え、行動を意識していただくことが大切であります。したがって、町民の皆さんにはふだんから懐中電灯、ラジオ、食料や薬、通院治療をしている方には、その方に処方された薬などがあると思えますので、必要最低限の備蓄、さらには私どもが示しております避難所や避難ルートへのそういったものを再確認していただくような意識啓発が大切だと考えておりますので、このような防災意識向上のためにこれからもいろいろな媒体を使いまして町民の皆さんに意識啓発活動を進めていきたいと考えているところであります。

○議長（後藤篤人君） 加藤君

○2番（加藤重夫君） 万が一、災害時には最小限で被害が済むことを望みまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（後藤篤人君） 以上で日程第7、一般質問を終わります。

◎日程第8 議案第1号

○議長（後藤篤人君） 日程第8、議案第1号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、令和6年度から開始となる森林環境税の賦課徴収などを内容とする地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 住民課長

○住民課長（中道康彦君） 議案第1号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行おうとするもので、本年5月2日開会の第3回臨時会において専決処分の承認をいただいた改正以外の改正となります。

主な改正内容としては、令和6年度から賦課徴収が開始となる森林環境税に関わる改正であります。平成31年3月、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が公布され、同法のうち森林環境税に係る規定は令和6年1月1日から施行することとされたところであります。森林環境税は国税であります。市町村において個人住民税均等割と合わせて1人年額1,000円を賦課徴収し、その全額を国に納入、その後国から都道府県、市町村に対し、全額譲与されることとなっております。

なお、現在東日本大震災復興税として個人住民税均等割に1人年額1,000円が加算されていますが、本年度までの措置であるため終了し、来年度からは同額が森林環境税として賦課徴収されることとなることから、個人住民税均等割については来年度以降も同額となります。

改正内容の説明は新旧対照表で行いますが、簡略化して一覧にしたものを議案第1号資料1としてお手元に配付しておりますので、併せて御覧ください。

それでは、議案第1号資料2の新旧対照表を御覧願います。右側が現行、左側が改正案であります。第34条の9は、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除で、配当割額または株式等譲渡所得割額について所得割から控除することができなかった金額がある場合においては還付し、または均等割もしくは未納の徴収金への納付、納入に加えて森林環境

税への納付のみをすることができる旨、改正しようとするものであります。

第36条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書で、第2項は扶養親族等申告書の記載事項の簡素化で、給与所得者において前年から扶養控除親族の異動がない場合、異動がない旨を記載した申告書を提出することができる旨の規定を追加しようとするものであります。

2ページをお開き願います。第3項から第6項までは、第2項を追加したことによる項ずれを整理しようとするものであります。

第38条は、個人の町民税の徴収の方法等で、見出し及び第1項は文言の整理であります。

3ページをお開き願います。第3項は、森林環境税の賦課徴収についての規定で、町民税均等割に合わせて賦課徴収する旨の規定を追加するものであります。

第41条は、個人の町民税の納税通知書で、納税通知書に記載すべき納付額を町道民税と森林環境税の合算額とする旨の改正及び文言の整理であります。

第44条は、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収で、給与所得者の特別徴収税額に森林環境税を含むこととする旨の改正及び文言の整理であります。第2項から5ページの第6項までは文言の整理であります。

5ページをお開き願います。第47条は、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰り入れて、第1項は文言の整理、第2項は特別徴収税額の変更により既に納入された森林環境税を含む特別徴収税額が徴収すべき特別徴収税額を超える場合において未納の徴収金があるときは、過誤納に係る税額を未納に係る徴収金の納付、納入に充てる旨の規定の整備であります。

6ページをお開き願います。第47条の2は、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収で、第44条第1項及び第2項と同様の改正であります。

7ページをお開き願います。第47条の6は、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰り入れて、第47条と同様の改正であります。

8ページをお開き願います。次は、軽自動車税に係る規定になります。第82条は、種別割の税率で、種別割の対象となる特定小型原動付自転車、いわゆる電動キックボードを第1号エの規定から除外し、同号アの規定に該当することとする旨の改正であります。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例で、第4項は偽り、不正の手段により環境性能割の納付不足額が生じた場合の環境性能割額において加算する割合を100分の10から100分の35に引き上げる改正であります。

第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例で、9ページをお開き願います。第3項は、附則第15条の2第4項同様、種別割についても加算する割合を100分の10から100分の35に引き上げる改正であります。

附則であります。第1条は施行期日で、第82条の種別割の税率に係る改正規定は令和5年7月1日から、第36条の3の2の給与所得者の扶養親族申告書に係る改正規定は令和7年1月1日から、その他の改正規定は令和6年1月1日から施行しようとするものです。

第2条は、町民税に関する経過措置で、第1項は改正後の個人の町民税に関する部分は令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税についてはなお従前の例によること。

第2項は、第36条の3の2の改正規定は令和7年1月1日以後に受ける給与について提出する申告書について適用し、同日前における給与について提出する申告書については、なお従前の例によることとするものです。

第3条は、軽自動車税に関する経過措置で、第1項は改正後の第82条第1号エの種別割の税率及び附則第16条の2第3項の種別割の賦課徴収の特例は令和6年度以後の年度分の種別割について適用し、令和5年度分までの種別割については、なお従前の例によること。

10ページをお開きください。第2項は、改正後の附則第15条の2第4項の環境性能割の賦課徴収の特例は、令和6年1月1日以後に取得された軽自動車の環境性能割について適用し、同日前に取得された軽自動車の環境性能割については、なお従前の例によることとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第2号

○議長（後藤篤人君） 日程第9、議案第2号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域

型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行による子ども・子育て支援法等の改正に伴いまして、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（野島 健君） 議案第2号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により子ども・子育て支援法及び学校教育法が改正されたことに伴い、引用条項の整備を行うほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の所管移行に伴う主務大臣の変更と民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことから、必要な改正を行うものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第2号資料を御覧ください。右欄が変更の条例、左欄が改正案となっております。第4条第2項につきましては、子ども・子育て支援法の改正によって法第19条第2項が削られたことにより、当該法律を規定している引用条項にずれが生じるため、改正案のとおり改めようとするものであります。

第6条は、正当な理由のない提供拒否の禁止等の規定で、第2項から第13条までの改正につきましても第4条第2項の改正と同様の理由により、改正案のとおり改めようとするものであります。

4ページをお開き願います。第15条は、特定教育・保育の取り扱い方針の規定で、第1項第3号につきましては学校教育法の改正によって新たに法第25条に第2項が新設されることにより当該法律を規定している引用条項にずれが生じるため、改正案のとおり改めようとするものであります。第4号は、国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の所管が変更になったことから、主務大臣を厚生労働大臣から内閣総理大臣に改めようとするものであります。

5ページをお開き願います。第20条は、運営規程の規定で、第4号の改正につきましても子ども・子育て支援法の改正によって引用条項にずれが生じるため、改正案のとおり改めようとするものであります。

第26条の懲戒に係る権限の濫用禁止に係る規定は、本条例の基準となります国が定める基準から削除されたことに伴いまして条を削除するものであります。

第35条の特別利用保育の基準の規定から第36条につきましても子ども・子育て支援法の改正によって引用条項にずれが生じるため、改正案のとおり改めようとするものであります。

7ページをお開き願います。第3項につきましても、引用条項のずれと文言を「利用定員」を「から」から「利用定員」とあるのは」に改めようとするものであります。

第37条から第39条につきましても子ども・子育て支援法の改正によって引用条項にずれが生じるため、改正案のとおり改めようとするものであります。

9ページをお開き願います。第44条は、特定地域型保育の取り扱い方針の規定で、第15条第1項第4号の改正と同様の理由によりまして主務大臣を厚生労働大臣から内閣総理大臣に改めようとするものであります。

第51条の特別利用地域型保育の基準の規定から第52条までの改正につきましても子ども・子育て支援法の改正によりまして引用条項にずれが生じるため、改正案のとおり改めようとするものであります。

12ページをお開き願います。附則であります。この条例は公布の日から施行し、改正後の由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定は、令和5年4月1日から適用しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時34分
再開 午後 1時30分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第3号

○議長（後藤篤人君） 日程第10、議案第3号 由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第3号 由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（野島 健君） 議案第3号 由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の所管が厚生労働省から内閣府へ移管され、主務大臣を変更する改定があったことから必要な改正を行うものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第3号資料を御覧ください。右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。第25条は、保育の内容の規定で、国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の所管が変更になったことから、主務大臣を厚生労働大臣から内閣総理大臣に改めようとするものであります。

附則であります。この条例は公布の日から施行し、改正後の由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和5年4月1日から適用しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第4号

○議長(後藤篤人君) 日程第11、議案第4号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第4号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、本条例に規定しております事業の一部について利用者負担金の見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) 保健福祉課長

○保健福祉課長(野島 健君) 議案第4号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、本条例に規定しております配食サービス事業に係る利用者負担金について改正をしようとするものであります。

配食サービス事業の利用者負担金につきましては、平成30年4月に改定して以来、現在まで据え置いてきているところであります。配食サービス業務を委託により実施して

おります由仁町配食サービス協会から人件費の引き上げをはじめ、燃油等エネルギー価格や食材等の高騰によりまして現在の費用では実施困難であるとの申し入れがあったことから、同協会と協議を行った結果、1食当たりの費用を872円から1,000円に引き上げることとし、利用者負担金につきましても1食当たり432円から500円に見直すことから必要な改正を行うものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第4号資料を御覧ください。右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。別表(4)条関係の事業区分の欄の2段目、その他生活支援サービス事業(配食サービス)の項と4段目、任意事業(配食サービス)の項、6段目、障害者等在宅生活支援事業(配食サービス)の項の利用者負担金の欄を432円から500円に改めようとするものであります。

附則であります。この条例は令和5年7月1日から施行しようとするものであります。以上で説明を終わります。

○議長(後藤篤人君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第5号

○議長(後藤篤人君) 日程第12、議案第5号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第5号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、このたびの条例の一部改正につきましては、去る6月6日に開催されました由仁町国民健康保険運営協議会に諮問し、承認する旨の答申をいただいております。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 住民課長

○住民課長（中道康彦君） 議案第5号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

このたびの改正は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う賦課限度額の引き上げ及び低所得者に対する保険税軽減判定所得の基準額引き上げを行うため、条例の一部について所要の改正を行おうとするものであります。

説明は新旧対照表で行いますが、改正内容を簡略化して一覧にしたものを議案第5号資料1としてお手元に配付しておりますので、併せて御覧ください。

それでは、議案第5号資料2の新旧対照表を御覧願います。右側が現行、左側が改正案であります。第2条は課税額で、第3項は後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を20万円から22万円に引き上げようとするものであります。

第23条は国民健康保険税の減額で、第1項は第2条第3項の改正に伴う改正、同項第2号はいわゆる5割軽減の所得判定基準において被保険者数に乗ずる金額を28万5,000円から29万円に引き上げるもの、2ページをお開き願います。第3号は、2割軽減の所得判定基準において被保険者数に乗ずる金額を52万円から53万5,000円に引き上げ、軽減対象者の拡大を図るものであります。

第23条の2は、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例で、引用条項の整理であります。

3ページをお開き願います。第24条の2は、特例対象被保険者等に係る申告で、特例対象被保険者等の申告の際に提示を求める書類を明文化する改正であります。

附則第3項から7ページの第14項までは、引用条項の整理であります。

8ページをお開き願います。附則であります。第1条は施行期日で、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

第2条は適用区分で、改正後の由仁町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によることとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第6号

○議長(後藤篤人君) 日程第13、議案第6号 由仁町米穀乾燥調製貯蔵施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第6号 由仁町米穀乾燥調製貯蔵施設設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、電気料金、灯油価格の値上がりなどに伴う由仁町米穀乾燥調製貯蔵施設の指定管理者による施設の運営収支の均衡を図るため条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) 産業振興課長

○産業振興課長(関澤和之君) 議案第6号 由仁町米穀乾燥調製貯蔵施設設置条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、近年の燃油価格、電気料金、諸物価の高騰により指定管理者による合理化、省力化による経営努力によっても収支の均衡が図れない状況でありますことから、指定管理者でありますそらち南農業協同組合から施設利用料の上限額である利用料設定基

準を改定してほしい旨の要請があり、町といたしましても近年の経済状況を踏まえ、利用料設定基準上限額を改正するものです。

新旧対照表で説明いたしますので、議案第6号資料を御覧願います。右が現行、左が改正案です。別表、施設利用料は利用料設定基準で、利用料は本条例第6条で指定管理者は別表に掲げる額を上限として利用者から利用料を徴収することができる。利用料は、利用料設定基準以内で指定管理者が定める額とするものであり、施設受入れ時の水分率が18%以上を生受の区分とし、1キロ当たりの利用料の上限を31円に、施設受入れ時の水分率が18%未満を半乾受の区分とし、1キロ当たりの利用料の上限を13円に改めるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

なお、指定管理者において利用料を増額しようとするときは、利用料につきましては本条例第8条により、あらかじめ町長の承認を受けなければならないこととなっております。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 由仁町米穀乾燥調製貯蔵施設設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第7号

○議長（後藤篤人君） 日程第14、議案第7号 令和5年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第7号 令和5年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、さきに申し上げました令和5年度町政執行方針及び教育行政執行方針に基づき予算を計上したところであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 以上をもちまして提案理由及び内容の説明が終わりました。

令和5年度由仁町一般会計補正予算に対する大綱質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

◎予算審査特別委員会の設置

○議長（後藤篤人君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案第7号は会議規則第39条の規定により、議長を除く8名で構成する予算審査特別委員会を設置し、同委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は議長を除く8名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の指名については、由仁町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、委員の指名は議長において行いますので、その結果を事務局長から発表させます。

○事務局長（泉 陵平君） 発表いたします。

議席順に申し上げます。1番、浮田孝雄議員、2番、加藤重夫議員、3番、東貴之議員、4番、大島敏弘議員、5番、野市裕司議員、6番、佐藤英司議員、7番、中村隆浩議員、8番、早坂寿博議員。

以上でございます。

○議長（後藤篤人君） ただいまの指名についてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8名の議員を予算審査特別委員会の委員に決定いたしました。

休憩いたしますので、休憩中に特別委員会の委員長及び副委員長を選出し、議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時03分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

◎予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選出

○議長（後藤篤人君） 予算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

委員長に佐藤君、副委員長に加藤君であります。

予算審査特別委員会は、付託になった議案第7号について会期中に審査を終え、本定例会に報告願います。

◎延会の議決

○議長（後藤篤人君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日6月21日から6月22日まで休会とし、6月23日に本会議を開くこととし、本日はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長(後藤篤人君) 皆さんに連絡いたします。

6月23日の開議時間は午前9時半からといたしますので、時間までに参集願います。

ご苦労さまでした。

◎延会 午後 2時05分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議 長 後 藤 篤 人

4 番 議 員 大 畠 敏 弘

5 番 議 員 野 市 裕 司